

鳥取県無料低額宿泊所に関する条例（骨子案）に関するパブリックコメントの実施結果について

令和2年1月15日
福祉保健課

鳥取県無料低額宿泊所に関する条例（骨子案）に関するパブリックコメントを実施したところ、その結果は次のとおりでした。

1 鳥取県無料低額宿泊所に関する条例（骨子案） 概要

(1) 趣旨

無料低額宿泊所として劣悪な施設に住まわせ、サービスに見合わない料金を生活保護費の中から徴収する「貧困ビジネス」への規制強化のため、都道府県等が無料低額宿泊所の設備・運営の基準についての条例を制定するよう社会福祉法が改正されたことを受けて、鳥取県として無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定めるもの。

(2) 基準の内容

「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）」に定める基準（以下、「省令基準」）に準拠し、本県の事情にそぐわないものや省令基準にないものは、県独自規定とする。

① 省令基準が本県の事情にそぐわないもの

居室の床面積	原則として1人当たり7.43㎡以上とし、省令の基準にある「地域の実情によっては、4.95㎡以上」という緩和措置は設けない。
--------	---

② 省令基準に規定がないもの

項目	追加・規定内容
衛生管理	熱中症を予防するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
食事	食事の提供の際に、県産品利用に努めなければならない。
自己点検及び外部評価	サービスの自己点検を定期的に行い、その結果を入所者に周知しなければならない。また、外部による評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

(3) 施行日

令和2年4月1日（サテライト型住居施設に係る規定は令和4年4月1日）

※ サテライト型住居施設：本体施設（定員5名以上10人以下のもの）と一体的に運営される定員4人以下の附属施設

2 パブリックコメントの実施結果

(1) 募集期間

令和元年12月27日（金）から令和2年1月14日（火）まで

(2) 意見募集の周知方法等

県ホームページでの記載、新聞広告、チラシの配架（県民参画協働課、各総合事務所、市町村役場、県立図書館等）、福祉事務所等関係機関への通知

(3) 応募のあった意見等の件数

意見 0件

質問 1件（1人）

<質問内容及び対応方針>

質問の内容	質問に対する回答
旅館業法上で規制されている施設において、生活保護受給者や生計件困難者を宿泊させた場合は、この条例の規制対象になるのか。	旅館業法等他の法律により必要な規制が行われている施設については、「無料低額宿泊所」の目的や対象者が異なる事業として、この条例の規制対象にはならない。